

第6号議案

群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出いたします。

令和7年4月21日

群馬県教育委員会
教育長 平田郁美

群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則の一部を改正する規則について（概要）

（教）福利課年金係

1 改正理由

刑法等の一部改正に伴い、恩給法（大正12年法律第48号）の一部改正が行われたことから、これに準じて本規則の改正を行う。

なお、本規則は、恩給法（恩給給与規則を含む）に準拠する形で制定されている。

2 改正内容

（1）「懲役」及び「禁錮」の廃止、「拘禁刑」の創設に伴う文言修正

「懲役」及び「禁錮（禁こ）」と規定している部分を「拘禁刑」に改める。

（2）その他文言の表記修正

「法令用語改正要領」に基づき、「言渡」を「言渡し」、「取消された」を「取り消された」、「つけて」を「付けて」に改める。

3 施行日

2（1）：令和7年6月1日

2（2）：公布日

群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則の一部を改正する規則

群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則（昭和二十八年群馬県教育委員会規則第二号）の一部を次に改正する。

第十二条中「、禁こ」を「、拘禁刑」に、「懲役又は禁こ以上の刑」を「拘禁刑」に、「言渡」を「言渡し」に、「取消された」を「取り消された」に、「つけて」を「付けて」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、「言渡」を「言渡し」に、「取消された」を「取り消された」に、「つけて」を「付けて」に改める部分は、公布の日から施行する。

群馬県教職員退職年金及び退職一時金給与規則（昭和二十八年三月十二日教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(受刑についての届出)</p> <p>第十二条 退職年金を受ける者が、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき（三年以下の<u>拘禁刑</u>に処せられ、執行猶予の<u>言渡し</u>を受けたときを除く。）又は刑の執行猶予の<u>言渡し</u>を<u>取り消された</u>ときは、そのことを明瞭に表示した書類を<u>付けて</u>届け出なければならない。</p>	<p>(受刑についての届出)</p> <p>第十二条 退職年金を受ける者が、<u>禁こ(ゝ)</u>以上の刑に処せられたとき（三年以下の<u>懲役又は禁こ(ゝ)</u>以上の刑に処せられ、執行猶予の<u>言渡</u>を受けたときを除く。）又は刑の執行猶予の<u>言渡</u>を<u>取消された</u>ときは、そのことを明瞭に表示した書類を<u>つけて</u>届け出なければならない。</p>

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。ただし、「言渡」を「言渡し」に、「取消された」を「取り消された」に、「つけて」を「付けて」に改める部分は、公布の日から施行する。